

大学機関別認証評価シンポジウム

東京工業大学学長 相澤益男

1

第三者評価制度

1. 平成14年8月中央教育審議会答申
 - 1) 大学設置認可の見直し
 - 2) 国の認証する第三者評価制度の導入
 - 3) 違法状態の大学に対する是正措置の整備
2. 学校教育法の改正
 - 1) 認証評価機関による大学評価の義務化
 - 2) 評価の特質は、客観性、透明性、公開性

⇒ 事前規制型から事後チェック型へ

2

認証評価機関としての 独立行政法人大学評価・学位授与機構

1. 2000年に設立以来、主に国立大学の試行評価を実施
2. 分野別評価に実績
3. 試行評価を終了するにあたって、大学評価機構の総括を求める意見も出されていた
4. この度認証評価機関として認可を申請
5. 機関別評価に対して新体制の整備を期待
6. 日本の評価文化醸成に期待

3

国立大学の認証評価

1. 2004年4月、全国立大学は法人化された。
2. 個々の国立大学に中期目標・中期計画が設定される。
3. 国立大学法人評価委員会は中期目標の達成状況を中心に評価を実施
4. 教育・研究評価は大学評価・学位授与機構で実施、評価結果を国立大学法人評価委員会に提出
5. ほぼ同一期間中に認証評価が実施される
6. 二種類の評価の趣旨は明確に弁別されるべきであるが、同時にその実施においては過大な負担を避ける配慮が必要

4

大学機関別認証評価実施大綱・評価基準(1)

1. 評価の目的は、「我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」と明示されている。
2. 大学評価機構は、この評価目的を個々の大学評価に徹底できるよう、体制整備する必要がある。
3. 「質の向上に資する評価」を実施できれば、大学評価機構の評価も高まる。
4. 「教育活動の状況を中心とした機関別評価」は、評価の国際的動向であるとしているが、はたしてそうか。
5. 「各大学の個性の伸張に資する評価」は、評価文化が定着していない状況では、種々の困難さが予測される。大学評価機構の抜本的な評価体制の整備が求められよう。

5

大学機関別認証評価実施大綱・評価基準(2)

1. 機構における評価の実施体制
 - 1) 評価実施校の状況に応じて編成される評価チームの規模と実施希望大学数を想定し、実施体制のシミュレーションが行われていると思われるが、チームの規模はミニマムにならざるを得ないであろう。
 - 2) 分野別評価と大学全体の総合評価を行う体制の整備が重要な検討事項。
 - 3) 質の高い評価者の確保、評価者の質の向上等、検討を急ぐ事項も多い。
2. 機構における評価
 - 1) 大学別に「適格認定」することは適切であろう。
 - 2) ただし、質の向上、個性の伸張に資する、評価結果の表現の研究が重要。

6